

## 在外教育施設教材整備事業・申請対象外品目一覧

本事業では、個人の所有となる教材や消耗品、危険物、輸出入制限品、幼稚部・高等部向け教材等、申請することができない「対象外品目」があります。また、教師用指導書はもとよりドリル・ワーク・テスト類は教師用の参考図書であっても対象外となります。対象外品目の基準は下記のとおりです。

### ●児童・生徒や教員個人への「配付を目的とした教材」や「個人の所有となる教材」

教科書(デジタル教科書も不可)、教師用指導書、国語指導CD、ワーク・ドリル・テスト(教師用も不可)、文具類、スタンプ類(ネームスタンプ、ごほうびスタンプ等) 等

### ●消耗品

一般教材	インク・カートリッジ、絵の具、ペンキ、墨汁、鉛筆、ボールペン、マーカー等、空の記録媒体(USB メモリ、SD・フラッシュカード、CD-R・RW、DVD-R・RW、Blu-ray DISC 等)、コピー用紙、ノート、画用紙、半紙、折り紙、掲示用磁石、クリアファイル 等
理科教材	補充用気体(ガス)検知管、プレパラート、リトマス試験紙、実験用炭酸水、実験用金属等、電球(豆電球含む)、乾電池、ろ紙、割箸、銅線、ストロー、竹ひご、銅版、銅棒、脱脂綿ゴム管、スライドガラス、エナメル線、針金、ガーゼ 等

### ●輸出入制限品・危険物等

一般教材	スプレー品等、粘土等、飲食物等、図工や美術で使用する可燃性ペンキ、つやだしニス、銅板いぶし液、版画用の薬品類 等
理科教材	植物、植物の種、土、動物、昆虫、微生物、食品類、ライター、マッチ、実験用気体、ボンベ、スプレー缶等、ハイポネックス、漂白剤 等

### ●実験用薬品類全般(消耗品、危険物の両面で)

アルコール類、塩酸、酢酸、よう素液、マグネシウムリボン、石灰水、酸化銅、活性炭素、BTB 溶液、炭酸水素ナトリウム、塩化コバルト紙、硫黄(粉末等)、ホウ酸、アンモニア水、希塩酸、水酸化ナトリウム水溶液、硫酸カリウムアルミニウム、塩化アンモニウム 等

### ●幼稚部・高等部向け教材全般

#### ■※特に注意が必要な教材(社会科関連)

領土問題や係争が見られる国・地域では、以下の教材は、税関で検閲・没収対象となることがあります。

必ず送付可能であることを確認のうえ、申請してください。

- 世界地図、日本地図(掛図、地図帳、PC ソフト)、地球儀 等
- 地図の記載された図書、歴史書物、ガイドブック 等

※対象外品目かどうか判断できない場合は、「対象品目確認期間」中に必ず教材整備事業サイト内の所定フォームにてお問い合わせください。( <https://www.joes.or.jp/zaigai/seibi> )